
ホットニュース(平成12年度／第31号)

●今月の業界ホットニュース／～鳥取県西部地震と都市防災計画～

10月6日の鳥取県西部地震は、阪神淡路以来の内陸性マグニチュード7.3という記録的なものであったが、思ったより被害が少なかったようで安心した。私事になるが実家が米子市にあり、家・会社・携帯からの電話では、結果的に翌日まで通じなかったが、公衆電話では比較的早いうちに繋がり無事を確認した。またテレビの画面では、米子に隣接する日吉津の震度が3と表示されていて疑問に思っていたが、後日の報道ではシステムトラブルだったらしく、近くの友人に聞くと墓石は全部倒れていたとのことで、昔の震度5を表す表現「墓石が倒れる」の方が、的確だったことになる。どうもパニック状況の場合は、古い手段やシステムの方が上手く作動しているようである。

内陸性でかつその規模から見ると幸いに被害の少なかった要因は、激震地域の人口密度が少なく時間帯にも恵まれたことであろう。道路の地割れや液状化地区の画像を見ると、人口密度の高い大都市の密集地域なら、かなりの被害が出ていたのではないかと思われる。

現在のところ予知できない地震に対して、防災意識は風化しがちであるが、東京大地震は確率的に確実視されている。河川計画では洪水に対して、50年確率、100年確率といった整備目標を持っている。いわば東京大地震は100年確率に相当するのではないだろうか。その意味では、都市防災計画の推進はかなりプライオリティの高い行政課題であろう。

(代表取締役 堀田紘之)

●雁木についての雑感

建設省が推進する「歩いて暮らせる街づくり構想」については過去のホットニュースで紹介したが、そのモデル都市の一つ、上越市の高田地区では「積雪地域の歩行障害の克服」をテーマに本構想の検討に取り組んでいる。

高田地区は雪国の城下町であり、町屋は「雁木(がんぎ)」で繋がる通りがまだ多く残っている。雁木とは道路沿いの民家が庇の下の空間を公共の用に供して冬期(特に積雪時)の通行に利用されるものであり、東北方面では「小店:こみせ」、鳥取方面では「仮屋:かりや」などと呼び名は地域によってまちまちである。

かつての高田は4mもの豪雪に見舞われ、飛脚の目印として「この下に高田あり」と高札が出た程と聞くが、ここまで雪が降ると雁木は俄然その効果を発揮する。厳しい自然環境が育んだ人々の生活の知恵である雁木は、民間の協力で出来上がった生活インフラと言える。また、こうした形態は雪国だけでなく日除けとして機能するものが南国にもあり、台湾にも同様のものを見る。太宰治が「津軽」で父親の生家である木造(きづくり)を訪れたときも「こもい＝こみせが訛った言葉」の日除け効果について記述している。要するに雪国といっても夏もあるわけで冬と夏には便利(もちろん雨も)な通路として利用される。

最近では高田も積雪量が減少し近年では1m程度であるとともに建物の更新により雁木を取り払いポツリポツリと雁木の通りが途切れ始めている。こうした光景を見ると「ああ、近隣とのコミュニティが無くなったのだな」と思うのであるが、場所によっては建物を壊して駐車場としても雁木だけは残しているものもあり、まあ人それぞれであるが、やはり地域風土が生んだ生活インフラは絶対に残すべきと考えるし、民間の協力精神の現れとして雁木の連なる街並みの姿は多に誇るべきである。雁木の軒高は建物の地盤高さに依存して段々となっており(古い建物ほど低い傾向)、その光景を鳥の雁が段々に並んで飛ぶ姿になぞらえて「雁木」と呼んだと聞く。従って雁木下の通路も段差があるのでバリアフリーとはなっていない。

今後は、この段差の解消が大きな焦点となるが、これも民間の協力精神によって解決していくことを大きな柱としつつも、その誘導方策などについて行政に期待する役割は大きいと感じる。

(第三計画室 海口晴彦)

●都市計画法の改正～続報

当ニュース29号(8月15日発行)において、都市計画法改正に向けての弊社の取り組みを紹介したが、今回は、その後の動向をお知らせする。

8月下旬に、約40の市町村に対してアンケート調査を実施した。目的は準都市計画区域や特定用途制限地域の指定意向がどれだけあるのかを把握することにあつた。したがって、非線引き都市または都市計画

区域外を有する市町村を対象とした。29号に示したように、若干の市町村に法改正に関するヒアリングを試みた際には、都市計画の見直しに対して積極的な回答が得られなかったため、今回のアンケートへの関心あるいは回答がどのような結果になるのか不安はあった。しかし結果は、準都市計画区域や特定用途制限地域の指定に対して積極的な姿勢を示した市町村があり、法改正への関心が高い市町村が多数存在することがわかった。

反対に、今後の取り組みに対する課題も見受けられた。見直しの時期や進め方は「県の方針を待つ」と回答した市町村が多く見られ、準都市計画区域や特定用途制限地域の決定主体が市町村でありながらも、県への依存傾向が高いことを表している。一方で県は、「これから検討に着手する」「市町村の意向を重視したい」という意見が多く(雑誌「造景」2000.8月号による)、現時点では、法改正に対応した取り組みは市町村に先行していない状況がうかがえる。今後は、政令(施行令)の公布を受けて県レベルでの策定指針をもとに市町村とのやりとりが活発化することが予想されるが、市町村が主体となった自発的な取り組みに大いに期待したい。

(第一計画室 津端知也)

●鳥取県西部地震で学ぶことは

鳥取県西部地震が発生したのは、つい十日前である。皆様の記憶にはまだ残っているでしょうか？被災地では、あちらこちらで壊れた住居の修復が進み、米子空港や鉄道などの交通網もほぼ復旧するなど、徐々に復興に向けた動きが活発になりつつあるようだが、いまだに公民館や福祉施設などで避難生活を続ける住民たちがいるのも実状である。

鳥取県は復旧経費として、総額約56億円の補正予算を編成したそうだ。うち、国からの補助は約8億円を見込んでいるという。一方、鳥取県の被害額かというと、港湾、道路など土木関係の被害は約152億円、林地、漁港、果樹・野菜など農林水産関係の被害は約55億円で、被害総額は200億円を超えるという予測が発表された。被害額に比べ復旧経費が約1/4というのは適当なのかはわからないが、阪神大震災とほぼ同じM7の大規模な地震にもかかわらず、被害が小さかったとの声もある。

原因としてまず地震が発生したところが民家の少ない山間地だったこと。基本的に岩盤の上だったために揺れが小さく済んだそうである。境港市に被害が集中したのは砂地の埋め立て地が多く軟弱地盤だったためだそうだ。それでも死者が出なかったことは、奇跡といってもいいだろう。人が沢山いるところで災害が起きれば、被害が膨らむのは当たり前すぎるほど当たり前なのだが、今、首都圏にM7の地震が発生したらどうなるか誰にでも予測できる。防災計画がどれだけ効果があるか、それは起きてみないとわからない。

(第二計画室 鈴木一郎)

アルメックホットニュース(平成12年10月15日発行)

////////////////////////////////////